

「神戸市口座振込情報通知サービス」 質問及び回答

No.	資料名	頁	番号/項目等	確認内容等	回答
1	公告	2	5(1)入札書の提出期間	提出期間に10月30日、31日が記載されていますが、持参の場合、その両日の指定時間内であれば、入札書の提出が可能との理解でよろしいでしょうか？	御見込みのとおりです。担当者不在の場合は他の職員に預けてください。
2	仕様書	2	5. (3)振込情報の閲覧 2項目目	IDおよびパスワードの変更ができること。 とありますが、ご提案システムは、IDを債権者番号(キー)としていますので、IDの変更はできませんが、メールアドレスの変更は可能となります。仕様を満たすとの理解でよろしいでしょうか？	御見込みのとおりです。
3	仕様書	3	5. (4)振込情報の反映	財務会計システムから自動で出力・送信されるCSVファイルは、振込日毎に出力されたファイルであるという認識で問題ありませんか？	そういったファイルを出力することも可能です。また、1つのファイルに数日分をまとめて出力することも可能です。詳細は契約後に協議の上決定します。
4	仕様書	3	5. (4)振込情報の反映	振込情報の公開(通知)日を指定して事前に登録できること。 とありますが、振込日単位のファイルをアップロードし、ファイル単位で通知日を指定できることで、要件を満たしていると判断して問題ありませんか？	問題ありません。
5	仕様書	1	3. 利用期間等 (2)利用期間	以下について確認させてください。 ②データ連携による利用期間 令和7年4月1日(火)から令和9年3月31日(水)まで ※上記にかかわらず、甲乙ともにデータ連携に係る環境設定の準備が整った場合、乙は甲の指示に従い、データ連携の運用を開始するものとする。 ⇒データ連携のテスト開始日はいつになりますでしょうか。 ご質問の意図:テスト開始日よりデータ連携費用が掛かります。別紙の入札内訳書を確認させて頂いた限りですと、R7年3月よりデータ連携費用を記載出来るようになっているため、テスト開始はR7年3月を想定しております。	データ連携による利用を予定どおり令和7年4月から開始する場合は、テストを令和7年3月頃実施することを想定しています。そのため令和7年3月は環境設定費用を計上いただくものとして欄を設けています。利用料金は、覚書(案)第4条(2)「※データ連携に係る基本料金(月額)は、当該方法の本番稼働開始月から発生するものとし、令和7年1月から3月までにかかる月額料金は乙が入札内訳書に記載した令和7年4月から9月における「④データ連携にかかる基本料金」の平均月額とする。」のとおりです(下線参照)。また、データ連携に係る環境設定費用については、同第5条「環境設定費用については、初回の本番稼働が確認でき次第、当該月末を待つことなく請求することができるものとする。」のとおりです。
6	仕様書	2	5. サービスの要件 (詳細) (2)振込情報(通知書)の項目	以下についてご確認ください。 少なくとも以下の項目を取り扱うことができること。 ・債権者の番号(キー) ・債権者(会社)名 ・振込日 ・振込元所属 ・振込金額 ・口座情報(銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義) ・摘要(請求書番号等を想定) ⇒弊社サービスでの支払通知書に上記を反映される際は、項目によってカスタム追加項目を追加して表示する運用となります。	既存項目、カスタム追加項目等の名称の如何を問わず、該当の項目を表記して債権者に通知できれば問題ありません。
7	仕様書	2	5. サービスの要件 (詳細) (3)振込情報の閲覧	以下について確認させてください。 ・債権者は、インターネットを経由し、Webサイト上で自身の情報のみを閲覧可能であること。また、PDFファイルの通知書形式でダウンロード可能であること。 ⇒上記の「自身の情報のみ」というのは、自身の事業者に送られてきた情報のみ閲覧可能という理解でお間違いないでしょうか。 ※上記の「自身」が事業者の個人(Aさん、Bさん)を指すのか、会社を指すのか確認出来ればと思います。	御見込みのとおり、法人等を指します。組織に属する個人ではありません。

No.	資料名	頁	番号/項目等	確認内容等	回答
8	仕様書	2	5. サービスの要件 (詳細) (3) 振込情報の閲覧	以下について確認させてください。 ・振込情報というのは、口座情報・支払通知書のどちらを指していらっしゃいますでしょうか。 ・振込情報は、振込日ごとに表示できること。 ⇒通知書の明細情報欄で振込日と金額が確認・表示出来れば問題ないでしょうか。 ⇒口座情報は通知書単位で確認出来れば問題ないでしょうか。	・振込情報とは、支払通知書のことを指しますが、いずれの口座への振込であるかを債権者に通知するため、口座情報を支払通知書に記載する可能性があります。 ・振込情報は、明細として日付や金額を表示する方法でも問題ありません。 口座情報は支払通知書単位での表示でも構いませんが、複数の口座を1つの支払通知書で表示することが可能であればその方法も検討します。
9	仕様書	2	5. サービスの要件 (詳細) (3) 振込情報の閲覧	以下について確認させてください。 ・振込情報は、直近12か月分以上を表示できること。 ⇒過去発行した支払通知書を直近12ヶ月分以上を検索し確認出来れば問題ないでしょうか。	仕様書のとおりです。直近12か月分以上を表示できれば問題ありません。
10	仕様書	3	5. サービスの要件 (詳細) (4) 振込情報の反映	以下について確認させてください。 ・振込情報の公開(通知)日を指定して事前に登録ができること。 ⇒公開(通知)日を指定して事前に登録が出来るのは、手動でアップロードした際に限りますがよろしいでしょうか。	データ連携を受け付ける時間帯に(メンテナンス等を除き)制限がなく、かつ、データを受け付けてから通知書発行までに要する時間がある程度一定(数時間ものずれがない)であれば問題ありません。 (財務会計システム側のデータ作成、送信タイミングで通知書の発行タイミングを一定程度コントロールできれば問題ありません)
11	仕様書	3	5. サービスの要件 (詳細) (5) 管理・設定	以下について確認させてください。 ・アップロード等を行う管理画面へのアクセスについては、甲のネットワークからの接続のみを許可するよう制御すること。 ⇒上記について、グローバルIPアドレス制限での制御を指していらっしゃいますでしょうか。	御見込みのとおりです。万が一、ID及びパスワードが漏洩した場合に、それらを入力することで管理画面にログインできてしまうことを防止することができるのであれば他の方法でも問題ありません。
12	仕様書	3	5. サービスの要件 (詳細) (7) その他	以下について確認させてください。 ・データは定期的(1回以上/日)にバックアップすること。 ⇒バックアップについては、以下の内容で問題ございませんでしょうか。 (質問者が特定される可能性があるため以降の文言を削除しています。)	仕様書のとおりです。1日1回以上バックアップしていれば問題ありません。
13	仕様書	4	6. セキュリティに関する要件	以下についてご確認ください。 ・データを消去する際は、ISO27001に準拠してデータを復元できないように電子的に完全に消去又は廃棄すること。また、データを消去又は廃棄した証明書を提示すること。なお、ISO27001にデータ消去が未規定の場合、サービス終了までに規定し、認証を受けること。ただし、法令の規定を踏まえ、本サービス上にデータを引き続き保管する場合は、この限りではない。 ⇒お客様の取引データについては、ご利用終了後においても取引先側が参照できる必要がございますので、サービス解約後においてもデータの消去は行っておりません。	問題ありません。